

山武郡市広域水道企業団工事等の金額入り設計書の情報提供に関する要綱

令和4年2月8日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山武郡市広域水道企業団情報公開条例(平成20年条例第2号。以下「条例」という。)第30条の趣旨に従って、山武郡市広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注した工事及び設計業務委託(以下「工事等」という。)の金額入り設計書の情報提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象となる金額入り設計書は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該金額入り設計書に係る工事等の契約が締結されていること。
- (2) 条例第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれないこと。

(情報提供の範囲)

第3条 この要綱により提供する情報は、金額入り設計書のうち次に掲げるもの(これらに類するものを含む。)とする。

- (1) 表紙
- (2) 総括表
- (3) 内訳書(作成するに当たり参考とした刊行物の発行から1年以上経過したものに限る。)
- (4) 施工単価表(作成するに当たり参考とした刊行物の発行から1年以上経過したものに限る。)

(情報提供の申出)

第4条 情報提供を受けようとする者(以下「申出者」という。)は、工事等の金額入り設計書の情報提供申出書(別記様式。以下「申出書」という。)を、当該工事等を担当する課に提出するものとする。

- 2 申出書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。
- 3 申出者は、申出書1枚につきCD-R等(新品未使用のものに限る。)1枚を添付しなければならない。
- 4 前項のほか、郵送による受け取りを希望する場合は、返送に必要な切手を貼付し、返送先の郵便番号、住所及びあて名を記載した返送用封筒を添付しなければならない。

(情報提供)

第5条 金額入り設計書の情報提供は、前条第3項の規定により申出書に添付されたCD-R等に企業団が定める形式により複写したものを提供するものとする。

- 2 前項の規定による提供は、原則として申出書を受け付けた日から起算して15日以内に提供するものとする。

(損害賠償)

第6条 申出者は、添付したCD-R等に起因する問題により企業団に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

工事等の金額入り設計書の情報提供申出書

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

申出者 住 所
氏 名
電話番号
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
担当者
（法人その他の団体の場合に記載してください）

下記の工事等に係る金額入り設計書の情報提供を申し出ます。なお、次の注意事項を遵守することを誓約します。

記

契約年度	工事等の名称

※記入しきれない場合は、別紙に記載して提出してください。

受取方法	☐ 発注担当課窓口で受取 ☐ 郵送希望
------	---

注意事項

- 1 申出書1枚につき新品未使用のCD-R等1枚を添付すること。
- 2 受取方法を郵送希望とする場合は、返送に必要な切手を貼付し、返送先の郵便番号、住所及びあて名を記載した返送用封筒を添付すること。
- 3 申出者は、添付したCD-R等に起因する問題により企業団に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

（処理欄）

提供日	年 月 日
-----	-------